

諫早市監査委員告示第10号

監査の結果に基づく措置状況の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年6月16日

諫早市監査委員	谷 口 啓
諫早市監査委員	森 口 恭子
諫早市監査委員	島 田 和憲

令和2年度(後期)定期監査結果及び措置状況

年度	監査区分	部等	課等	指摘事項等	措置完了日	措置内容等
R2	後期(1月～2月) 定期	高来支所	地域総務課	<p><b>【指導事項】</b></p> <p>地方自治法施行令第154条第1項によると、歳入の調定は、当該歳入について、納入義務者等を誤っていないかどうかなどを調査してこれをしなければならないと規定されているが、行政財産の使用料の受入で、納入義務者を誤って調定されている事例が見受けられた。</p> <p>については、適正な調定事務の執行に努められたい。</p>	令和3年3月18日	調定事務について、法令に基づいた適正な事務処理が行われるよう課内職員に周知徹底を図った。
R2	後期(1月～2月) 定期	高来支所	産業建設課	<p><b>【指導事項】</b></p> <p>諫早市事務決裁規程別表第2の2によると、行政財産の目的外使用の許可において、新規の申請で許可期間が1年以下のものは契約管財課長を経て財務部長の合議が必要と規定されているが、合議がなされていない事例。また、更新の申請で許可期間が1年以下のものは契約管財課長の合議が必要と規定されているが、合議がなされていない事例が見受けられた。</p> <p>については、規程に基づく適正な行政財産の使用許可事務の執行に努められたい。</p>	令和3年3月26日	行政財産の目的外使用について、課内会議を行い、諫早市事務決裁規程に基づく適正な事務処理の周知徹底を図った。

諫早市監査委員告示第12号

監査の結果に基づく措置状況の通知があるので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年6月16日

諫早市監査委員	谷 口 啓
諫早市監査委員	森 口 孝子
諫早市監査委員	島 田 和憲

令和2年度(後期)定期監査結果及び措置状況

年度	監査区分	部等	課等	指摘事項等	措置完了日	措置内容等
R2	後期(1月 ～2月) 定期	教育委員会	教育総務課	<p>【指導事項】</p> <p>学校給食センター有価物売払い単価契約書第4条によると、毎月末日までに当該月分の実績を報告しなければならないと定められているが、実績報告書の提出が遅延している事例が見受けられた。</p> <p>については、適正な契約事務の執行に努められたい。</p>	令和3年3月31日	実績報告書について期日内に提出するよう業者を指導とともに、新たな契約については、契約書の見直しを行った。
R2	後期(1月 ～2月) 定期	教育委員会	教育総務課	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市会計規則第14条第1項によると、収入命令権者は、歳入の調定をしたときは、直ちに納入義務者に納入通知書を送達しなければないと規定されているが、学校給食センターの再利用可能廃油売払収入に係る納入通知書の送達が遅延している事例が見受けられた。</p> <p>については、規則に基づく適正な徴収事務の執行に努められたい。</p>	令和3年3月31日	歳入の調定をしたときは、直ちに納入通知書を納入義務者に確實に送達するよう課内職員に対し周知徹底を図るとともに、諫早市会計規則に基づく適正な徴収事務を遂行するよう改善した。